

事 務 連 絡

平成 28 年 11 月 30 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 境 政 人

国内での高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）の確認に伴う野鳥サーベイランスの対応レベルの引き上げについて

このことについて、平成 28 年 11 月 21 日付け事務連絡をもって、環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、11 月 21 日に秋田県の飼育下死亡鳥および鳥取県の野鳥糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）が検出されたこと、また 11 月 18 日の鹿児島県出水市での発生と合わせると、国内複数箇所での発生となることから「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき野鳥サーベイランスが「対応レベル 3」に引き上げられる旨、本会に情報提供されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問い合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：福田

TEL 03-3475-1601

環自総発第 1611213 号
平成 28 年 11 月 21 日

都道府県・指定都市・中核市
動物愛護管理主管部（局）長 殿

環境省自然環境局総務課長
（公 印 省 略）

動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応強化について

日頃から動物愛護管理行政の推進につきましては、御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日報道発表したとおり、秋田市大森山動物園において死亡した飼育下のコクチョウ 2 羽から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）が検出されました。本年度は既に、秋田県、鳥取県、鹿児島県で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されており、本日付けで「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに関する対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルが「レベル 3」に引き上げられているところです。

環境省では「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応方針（平成 24 年 2 月 3 日環自総発第 120203002 号）」を公表し各自治体に周知しているところですが、本年度の発生状況に鑑み、今後、貴自治体において高病原性鳥インフルエンザの疑い事例が発生した場合は、以下の点に留意していただき、迅速かつ適切な対応をしていただけるよう、改めて依頼いたします。

1. 動物園等において簡易検査陽性の事例が発生した場合には、速やかに環境省に報告し、検体の送付先となる確定検査機関について調整すること
2. 検体の採取を確実に行うとともに、確定検査機関への送付を迅速に行うこと
3. 今般の高病原性鳥インフルエンザへの対応については、別途、本日付けの環境省自然環境局野生生課鳥獣保護管理室長名の事務連絡文書を発送しているところであり、自治体内の鳥獣行政担当部局をはじめとする関係部局と本通知に係る対応についても情報共有するとともに、環境省と自治体との報道



発表に関する調整を行うこと

4. その後の防疫体制や検査結果の報告等を迅速に行うため、自治体内の関係部局及び環境省との連絡網を整備すること

上記について対応を確実なものとするため、「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応方針（平成24年2月3日環自総発第120203002号）」（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/files/n_08.pdf）の再確認を各職員に徹底されたい。また、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html）及び「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル簡易版」（http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809/list_ap1.pdf）についても、十分に内容を把握されたい。

さらに、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに関する対応技術マニュアル」に基づき、半径10kmに野鳥重点監視区域が設定されるので、環境省地方環境事務所野生生物課及び貴自治体の鳥獣行政担当部局と十分に連携調整し、監視や防疫体制の整備を図られたい。

環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室 電話：03-3581-3351 FAX：03-3508-9278 担当：徳田（内線 6652） 柳川（内線 6657）
--



事 務 連 絡
平成 28 年 11 月 21 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室長

国内での高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）の確認
に伴う野鳥サーベイランスの対応レベルの引き上げについて

本日、秋田県の飼育下死亡鳥および鳥取県の野鳥糞便において、高病原性の鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）が検出されました。

11 月 18 日の鹿児島県出水市での発生も踏まえ、国内複数箇所での発生となることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下マニュアル）に基づき、現在実施している野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル 3」に引き上げます。監視体制の強化や異常が認められた場合の対応等について、万全を期されるよう先般お願いしたところですが、目下の情勢を踏まえ、その徹底につきよろしくお願いいたします。

また、貴都道府県において、鳥インフルエンザに係る情勢の変化が見られた場合には、速やかに当方までお知らせくださるようお願いいたします。

担当：野生生物課鳥獣保護管理室 東岡、根上、高橋
電話 03(5521)8285

動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

高病原性鳥インフルエンザは、伝播力が強く、鳥類種によっては高致死性を示す感染症である。特に、家きんに対して高致死性を示す病性等から、家きん産業に及ぼす影響は甚大であり、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）の対象疾病の一つとなっている。また、海外では、家きん等の接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染による人の死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からも本ウイルスによる感染症の発生・感染拡大防止が重要であるなど、関係機関が十分連携して対応する必要がある。

高病原性鳥インフルエンザについては、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、人や物を介した侵入も考えられることから、今後も我が国に侵入する可能性は高い。

我が国においては、平成 16 年から野鳥及び家きんにおいて断続的に感染が確認され、平成 22 年冬から平成 23 年春にかけては、野鳥や家きんのみならず、動物園等における飼養鳥においても感染が確認された。

全ての鳥類の所有者又は占有者（以下「飼養者等」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 7 条第 2 項に基づき、飼養している鳥類の高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染防止、自らの感染防止のみならず、展示飼養者においては観覧者への感染防止及び家きん等への感染拡大防止のため、本病及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得し、適切な対応を採る必要がある。

本指針は、家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ。）を除く鳥類（以下単に「鳥類」という。）の飼養者等が留意すべき高病原性鳥インフルエンザへの対応方針等を示すものである。家きんについては、産業動物か否かにかかわらず、家畜伝染病予防法の適用を受けるため、家畜保健衛生所等の指示に従って適切に対応するものとする。

なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づく野鳥への対応は、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（平成 23 年 9 月、環境省自然環境局）」に基づいて対応するが、継続して飼養されている野鳥については、原則として本指針により対応する。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）において、H5N1 亜型の鳥インフルエンザは二類感染症、その他の亜型の鳥インフルエンザは四類感染症に指定されている。このため、感染鳥に接触した者への対応も必要となることから、公衆衛生部局の指導等にも

従い適切に対応する。

各主体の役割

飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの各主体の役割は以下のとおりである。

(1) 動物愛護管理主管課

鳥類の飼養等をしている動物園等（複数の鳥類を飼養し、不特定多数の観覧者に展示する施設をいい、鳥類を飼養している都市公園等も含む。以下同じ。）及びペットショップに対して、本指針を周知するとともに、飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザの発生が疑われる際及び発生した際に、関係部局と連携して適切に対応する。また、家畜衛生部局等と調整の上、飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザが疑われる場合（迅速診断キットによる検査が陽性である場合等）に必要とされる検査（遺伝子検査、ウイルス分離検査等）の実施体制を整備し、動物園等の施設管理者に周知する。

なお、動物愛護管理主管課以外の行政部局が所管する鳥類飼養施設における高病原性鳥インフルエンザへの対応については、本指針中の「動物愛護管理主管課」は「当該施設所管部局」と読み替えるものとする。

(2) 動物園等の施設管理者

動物園等における飼養鳥は、野鳥との接触可能性が大きい場合があり、また、不特定多数の観覧者があるため、高病原性鳥インフルエンザへの対応に万全を期す必要がある。施設管理者は、 を基本として適切に対応する。

(3) その他の多数の鳥類を飼養している施設管理者

ペットショップ及び不特定多数の観覧者に展示しないものの鳥類を屋外で多数飼養している施設についても、規模及び施設形態に応じて動物園等と同様の対応が必要な場合があり、施設管理者は に準じて適切な対応を行うものとする。

(4) 個人飼養者等

(2)(3)に含まれない個人の鳥類の飼養者等（学校における鳥類の飼養も含む。）については、高病原性鳥インフルエンザ及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得し、飼養鳥の感染防止に努める。

動物園等における対応

1. 通常時の準備

(1) 動物園等ごとの対応マニュアル等の整備

それぞれの動物園等において、2.以降を参考に、防疫、監視、発生時の対応等を示したマニュアル類を整備し、実施体制を整備する。

マニュアル作成に当たっては、自治体の動物愛護管理主管課及び家畜衛生

部局との調整を図るものとし、さらに、飼養鳥種によっては、必要に応じてその他の関係部局（表 1）とも調整を図る。

表 1

	分類	調整する関係部局
1	種の保存法に基づく国内希少野生動植物種のうち保護増殖事業計画が策定されているもの	環境省野生生物課又は地方環境事務所
2	文化財保護法に基づく天然記念物	担当する自治体の教育委員会
3	動物園等において国際的な繁殖計画を有する種	(社)日本動物園水族館協会

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）

(2) 連絡網の整備

発生が疑われる場合の検査等について、自治体の動物愛護管理主管課及び家畜衛生部局との連携を確保し、緊急連絡網の整備を行う。飼養鳥種によっては、必要に応じてその他の関係部局（表 1）を含む連絡網とする。

2 . 通常時の対応

(1) 監視

飼養鳥の健康状態に注意し、異常死又は大量死の早期発見に努め、高病原性鳥インフルエンザの発生を監視する。特に、野鳥との接触を防ぐことが困難な飼養環境（野外の池等）にある場合は注意する。異常死又は大量死の早期発見や発生後の対策のため、飼養に関する記録（飼養鳥の数、餌の種類、給餌回数、飼養担当者等）を取っておくことが望ましい。

また、動物園等及びその周辺における野鳥の状況を把握しておき、異常の有無を確認する。

(2) 基本的な飼養衛生管理

高病原性鳥インフルエンザウイルスは、人・車両等による侵入、野鳥若しくは野生動物との接触による侵入、又は飼料等の汚染による侵入が考えられる。園外からのウイルスの侵入を防ぐため、適切な衛生管理を行う。

具体的には、可能な飼養施設においては防鳥ネットを設置するなど野鳥又は野生動物との接触を防ぐ、飼育員は飼養施設ごとに作業靴を変更する及び出入りの際に可能な消毒を行う等が望ましい。また、希少種については室内飼育を行うこと、隔離飼養のための施設を整備することが望ましい。

獣医師が常駐していない施設においては、相談できるかかりつけの獣医師を確保しておき、連携に努める。

「動物園・水族館動物の感染症ハンドブック（(社)日本動物園水族館協会、2006）」、家畜伝染病予防法第 12 条の 3 の規定に基づく飼養衛生管理基準、農林水産省のホームページに掲載されている養鶏農家向けの「高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するためのポイント」及び厚生労働省のホー

ムページに掲載されている動物由来感染症に関するページ等も参考とする。

3. 周辺での発生時の対応

動物園等の周辺において家きん若しくは野鳥において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、又は国内複数箇所でも高病原性鳥インフルエンザが発生し、周囲にウイルスが存在する可能性が高い場合には、警戒を強化する。

周囲にウイルスが存在する可能性が高いかどうかの判断は、家きん又は野鳥における発生状況について行政等が公表する情報に留意して行うものとする。野鳥は広範囲に移動することから、渡り鳥飛来地との距離及び位置関係等に注意しつつ、動物園等周辺のみならず、全国的な情報を考慮する。

また、具体的には、2. の対応に加えて、以下の点に留意して対応する。

(1) 飼養鳥の取扱い

飼養鳥の園内及び園外の移動は必要最小限とし、放し飼い展示は原則として中止する。また、可能な場合には、野外の池等における飼養鳥を野鳥との接触の可能性が低い施設内に収容する。

希少種等については、野鳥との接触の可能性がより低い防疫の徹底した施設内に避難的な隔離を行うことも検討する。

(2) 観覧者等への対応

観覧者の靴底の消毒を徹底し、飼養鳥と観覧者との間に十分な距離を確保する。その観点から、観覧者の飼養鳥とのふれあい、観覧者による餌やりは中止する。

観覧者以外の外部からの来訪者（納入業者等）についても、敷地の出入口での車両タイヤの消毒、施設の出入口での靴底の消毒、不要不急の来訪の抑制等により、ウイルスの侵入を防止する。

(3) その他

肉食哺乳類においても、高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染事例が報告されており、感染鳥を食べた際に感染したと考えられている。このため、餌として生きた家きんを使用することについては、周辺の状況を見て是非を判断する。また、納入業者に防疫を徹底するよう依頼する。

傷病野鳥の受入れを行っている施設については、園内への受入れを最小限にし、受入れを行う場合には、園内施設に入れる前に、症状の診断、必要に応じて簡易検査（迅速診断キットによる検査）等を行い、園内へのウイルス持込防止及び飼養担当者の感染防御を徹底する。

4. 飼養している鳥類における発生時の対応

(1) 検査及び公表

高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる場合には、各動物園等の担当獣医師等は、簡易検査を行う。簡易検査の結果が陽性であった場合

には、動物園等の施設管理者は、自治体の動物愛護管理主管課及び家畜保健衛生所に連絡するとともに、担当獣医師等は、遺伝子検査、ウイルス分離検査等を実施するために必要な検体を、あらかじめ定められた検査機関に送付する。なお、ウイルスの性状判定等の確定検査については、必要に応じて、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室が送付先の検査機関についての調整を行う。

また、簡易検査の結果が陽性であった場合には、速やかに動物園等の施設管理者及び動物愛護管理主管課の双方又はいずれか一方がその旨を公表する。ただし、感染拡大のおそれが少なく、速やかに遺伝子検査が実施できる場合には、その結果を待って公表することも差し支えない。当該鳥（当該鳥が死亡している場合にあっては同所で飼養していた鳥）が天然記念物である場合には、事前に担当する自治体の教育委員会及び文化庁とも調整する。種の保存法に基づく保護増殖事業計画が策定されている国内希少野生動植物種である場合には、事前に環境省野生生物課又は担当する自治体を管轄する地方環境事務所とも調整する。公表内容については、事前に環境省自然環境局総務課動物愛護管理室に情報提供する。

なお、簡易検査の結果が陰性でも高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染している場合もあるため、担当獣医師等は、必要な感染防御を行いながら、当該鳥の症状の観察を注意深く続け、状況を動物愛護管理主管課に報告する。

（２）感染鳥の取扱い

ウイルス分離検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染していることが確認された飼養鳥については、動物愛護及び感染拡大防止の観点から、できる限り苦痛を与えない方法を用いて殺処分することが原則である。ただし、希少種であるなどの理由から治療を試みる場合には、事前に完全隔離飼養の体制及び治療計画を整えておき、万全の注意を払って治療を行う。

殺処分した鳥を取り扱う際又は治療を試みる際には、飼養担当者等への感染予防の観点から、保健所等の指導の下、手洗い等の励行や適切な個人感染防護具の着用など、必要な感染防御を徹底する。

また、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の感染が確認された場合には、法令上の手続等個別に対応方法の判断が必要な場合も想定されることから、地方環境事務所に相談する（（３）についても同様の取扱いとする）。

（３）感染鳥と同所で飼養していた鳥の取扱い

感染が確認された飼養鳥と同所で飼養していた鳥への対応については、ウイルスを保有している可能性が非常に高いことを考慮して対応する必要がある。

具体的には、周辺の野鳥との接触等による感染拡大防止のため、原則として移動させず、檻や網等で隔離して飼養を行い、経過観察を行う。対象となる鳥類の数が数羽程度である場合には検疫舎等の園内の隔離きん舎等に移

動して飼養する場合はことが望ましいが、その際には、密閉して移動するなど、感染拡大防止に十分配慮する。経過観察中に異常があった場合には、(1) の措置を採る。

飼養方法により十分な隔離を行えない場合には、周辺状況を考慮しながら感染拡大を防止する観点で、殺処分を行うことも検討する。ただし、周辺野鳥が既にウイルスを保有している可能性が極めて高い状況の場合には、当該飼養鳥の殺処分によって感染拡大の防止が図れないとみなされるため、発生地周辺への人の立入りの制限、飼養鳥の拡散の防止、死亡鳥の早期回収、消毒等の対策により、柔軟に対応することを検討して差し支えない。

当該飼養鳥の取扱いにおいては、飼養担当者等によるウイルス拡散防止措置を徹底するとともに、必要な感染防御を徹底し、飼養担当者等への感染が起らないように十分注意する。

また、感染鳥と同所で飼育していた鳥類の中に家きんが含まれる場合は、家畜保健衛生所等の指示に従って対応する。

(4) 園内の他の飼養鳥の取扱い

園内の他の施設で飼養されている鳥については、感染の有無を注意深く観察する。異常があった場合には、(1) の措置を採る。

園内において家きんを飼養している場合は、家畜保健衛生所等の指示に従って対応する。

(5) 死体や汚染物品の処分

感染が確認された死体や汚染物品の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく感染性廃棄物を取り扱う施設の場合は、感染性廃棄物として適切に処分する。その他の施設の場合は、感染性廃棄物を取り扱う施設と相談し確実に処分を行うことが望ましいが、やむを得ない場合には、厚手のビニール袋を二重にした中に入れ、口を縛り、そのビニール袋表面を70%アルコールで消毒した上で、更にビニール袋で覆い、口を縛るなど密閉した後、焼却場に直接持ち込むなどにより、感染拡大の防止に配慮した上で、一般廃棄物として適切に処分する。

(6) 消毒等の防疫措置

感染鳥が確認された場合には、その施設周辺の消毒等の防疫措置を講じる。

国内の野鳥において感染が確認されるなど、国内にウイルスが侵入していることが認められる場合には、簡易検査で陽性となったなどの感染の疑いがある段階で、感染鳥が確認された場合と同様の措置を採る。

(7) 観覧者の接触防止

観覧者の感染及び観覧者による拡散を防止するため、感染鳥が確認された施設周辺には観覧者を近づけないような対策を行う。状況に応じて当面閉園

することも検討する。

(6)と同様に、国内にウイルスが侵入していることが認められる場合には、簡易検査で陽性となったなどの感染の疑いがある段階で、感染鳥が確認された場合と同様の措置を採る。

(8)再発防止等のための情報の収集

感染鳥が確認された飼養環境を観察し、感染経路の特定に努める。

また、感染鳥以外の殺処分を行った場合には、可能な範囲で殺処分個体の実際の感染状況を確認するための採材・検査を行う等により、今後の動物園等における高病原性鳥インフルエンザ対策のための情報の蓄積に努める。

5. 普及啓発

観覧者等に対して、高病原性鳥インフルエンザその他動物が感染・伝播し得る感染症についての正しい知識や対策の普及に努める。

個人の鳥類の飼養者等の対応

個人の鳥類の飼養者等については、 を参考として、飼養鳥の高病原性鳥インフルエンザの感染防止に留意し、異常が見られた場合には、かかりつけの獣医師に相談し、検査等の対応を行うものとする。ただし、通常室内で飼養している鳥類については、感染のリスクは低いと考えられるため、飼養者においては冷静な対応に努める。

簡易検査で陽性となったなど、獣医師による診断で感染の疑いがある場合には、自治体の動物愛護管理主管課に連絡し対応について指導を受けるものとする。動物愛護管理主管課は、家畜衛生部局及び保健衛生部局等と連携して適切に対応する。

また、学校で飼養されている鳥類への対応については、「学校で飼育されている鳥が死亡した場合の取扱いについて」(平成16年2月20日、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、厚生労働省健康局結核感染症課、農林水産省消費・安全局衛生管理課)に基づいて対応するものとする。

報道各社御中 ← 環境省広報室

鳥取県の水鳥糞便（2例目）における高病原性鳥インフルエンザ陽性、
秋田県および鳥取県の緊急調査チームの派遣について
(H28.11.21)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	北海道	標津郡中標津町	オオハクチョウ	11/7回収	陰性	11/14陽性	11/21 鳥インフルエンザウイルス（H6N2亜型）と判明 *高病原性ではない	11/14指定 11/21 12時解除
2	秋田県	秋田市	コクチョウ	11/15死亡	陽性	実施しない	11/21 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/15指定
3	秋田県	秋田市	コクチョウ	11/17死亡	陽性	実施しない	11/21 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/15指定
4	鹿児島県	出水市	環境試料（ねぐらの水）	11/14採取			11/18 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/18指定
5	鹿児島県	出水市	ナベツル	11/18	陰性	11/19陽性	確定検査機関で検査中	11/19指定
6	鹿児島県	出水市	ナベツル	11/19	陰性	11/19陽性	確定検査機関で検査中	11/19指定
7	鳥取県	鳥取市	コカモ糞便	11/15採取			11/21 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/21指定
8	<u>鳥取県</u>	<u>鳥取市</u>	<u>カカガモ糞便</u>	<u>11/6採取</u>			<u>11/21 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明</u>	<u>11/21指定</u>
9	<u>秋田県</u>	<u>秋田市</u>	<u>コクチョウ</u>	<u>11/17死亡（殺処分）</u>	陰性	<u>11/21陽性</u>	確定検査機関で検査中	<u>11/15指定</u>

（太枠内下線が今回の情報です。）

【案件 No.2、3について】

- ・ 野鳥緊急調査チームを11月22日（火）～25日（金）現地に派遣し、鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査、飼育施設における採水等を実施します。

【案件 No.7について】

- ・ 鳥取県鳥取市の事例については、野鳥緊急調査チームを11月23日（水）～25日（金）現地に派遣し、鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査等を実施します。

【案件 No.8について】

- 11月21日、京都産業大学から、大学の独自調査により、鳥取県鳥取市において11月6日に採取したオナガガモ糞便から確定検査で高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）が検出された旨報告がありました。
- 採取場所はNo.7と同一のため、すでに11月21日より周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化しています。

【案件 No.9について】

・11月17日、秋田県秋田市の動物園において殺処分した飼育下のコクチョウ1羽でA型鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査を実施したところ、21日に陽性反応が出ました。この個体は、11月15日、17日に同所で死亡し21日に確定検査において陽性反応が出た個体（No.2、3）と同じ施設で飼育されていたものです。

・高病原性鳥インフルエンザの確定検査は北海道大学で実施予定です。確定検査には1週間程度かかります。検査の結果、陰性となる可能性もあります。

・11月15日より死体確認地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化しています。

※ 現時点では、遺伝子検査により陽性が確認されたものであり、病性は未確定、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたわけではありません。

・今後、同施設で飼育されていた個体の結果については、同一施設での発生事例であること、また現地において野鳥の監視を実施していることから、今後(21日以降)は確定検査において高病原性鳥インフルエンザウイルスを確認した場合のみ発表することとします。

※ 新たな地域との調整は、従来どおり、死亡野鳥等については、簡易検査、遺伝子検査陽性の段階で発表します。

なお、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルについては、国内複数箇所発生時の「対応レベル3」にすでに引き上げております。

【参考：No. 2、3および9の案件】

1 主な経緯等

(1) 死亡鳥の確認地点

秋田県秋田市

(2) 経緯

- 飼育下のコクチョウの死亡を確認（1例目11月15日および2例目17日）。
- 飼育施設において1例目15日、2例目17日に簡易検査を実施したところ、A型インフルエンザウイルスの陽性反応が出たと報告があった。
- 15日、確認地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。
- 21日（月）、北海道大学での確定検査の結果、2例とも高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明。
- 17日に殺処分した個体（3例目）について、15日に簡易検査を実施したところ陰性であったが、遺伝子検査機関で検査を行ったところ、21日に陽性反応が出たと報告があった。北海道大学で確定検査を実施予定。

2 今後の対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。

(2) 都道府県宛に、動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応強化通知を本日午後に発出予定。

3 野鳥緊急調査チームの派遣概要については以下のとおり。

- ① 日 程 11月22日(火)～25日(金)
- ② 人 数 野鳥等調査の専門業者および専門家4名程度
東北地方環境事務所が同行予定
- ③ 主な調査内容 現地状況把握(鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査、異常個体の有無、飼育施設における採水、現地指導等)
- ④ 現地取材 場所：秋田県秋田市飯島古道下川端
時間：11月22日13:30～
- ④ 調査結果速報 25日(金)発表予定
- ⑤ 調査に関する問合せ先は、東北地方環境事務所野生生物(022-722-2786)までお問い合わせください。
- ⑦ 取材される場合の留意点
 - 取材される際には、現場係員の指示に従ってください。また、家畜伝染病防疫上の観点から養鶏場への取材については、厳に慎むようお願いいたします。
 - 調査日程については作業の進捗状況に合わせて刻々と変動すること、また、ウイルス拡散を防止する観点から、取材については上記場所の付近のみとさせていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。
 - 生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することがないよう、ご協力をお願いいたします。

【参考：No.7、8の案件】

1 主な経緯等

(1) 糞便の採取地点

鳥取県鳥取市

(2) 経緯

- ・ No.8について、11月21日、京都産業大学より、鳥取県鳥取市において、大学で独自に行っている渡り鳥糞便調査(11月6日に採取)により、オナガガモ糞便1検体から確定検査で高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6 亜型)が検出された旨報告があった。
- ・ No.7の事例により、すでに21日に糞便採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定している。

2 今後の対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.htmlに掲載)に準じて適切に対応。

3 野鳥緊急調査チームの派遣概要については以下のとおり。

- ① 日 程 11月23日(水)～25日(金)
- ② 人 数 野鳥等調査の専門業者2名程度
中国四国地方環境事務所及び鳥取県職員が同行予定
- ③ 主な調査内容 現地状況把握(鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査、異常個体の有無)、現地指導等
- 現地取材 場所：鳥取県鳥取市金沢 湖山池公園休養ゾーン(福井駐車場)

時間：11月23日14:00

④調査結果速報 25日（金）発表予定

⑤調査に関する問合せ先は、中国四国地方環境事務所野生生物課（086-223-1561 又は 090-7353-3080）

⑥ 取材される場合の留意点

- 取材される際には、現場係員の指示に従ってください。また、家畜伝染病防疫上の観点から養鶏場への取材については、厳に慎むようお願いいたします。
- 調査日程については作業の進捗状況に合わせて刻々と変動すること、また、ウイルス拡散を防止する観点から、取材については上記場所の付近のみとさせていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。
- 生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。

【留意事項】

- ・ 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いいたします。
- ・ 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)に十分留意されるようお願いいたします。

【取材について】

- ・ 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

※ 環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成28年11月21日（月）

自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

企 画 官：東岡 礼治（内線6475）

鳥獣専門官：根上 泰子（内線6676）

（秋田の案件について）

自然環境局総務課動物愛護管理室

直 通：03-5521-8331

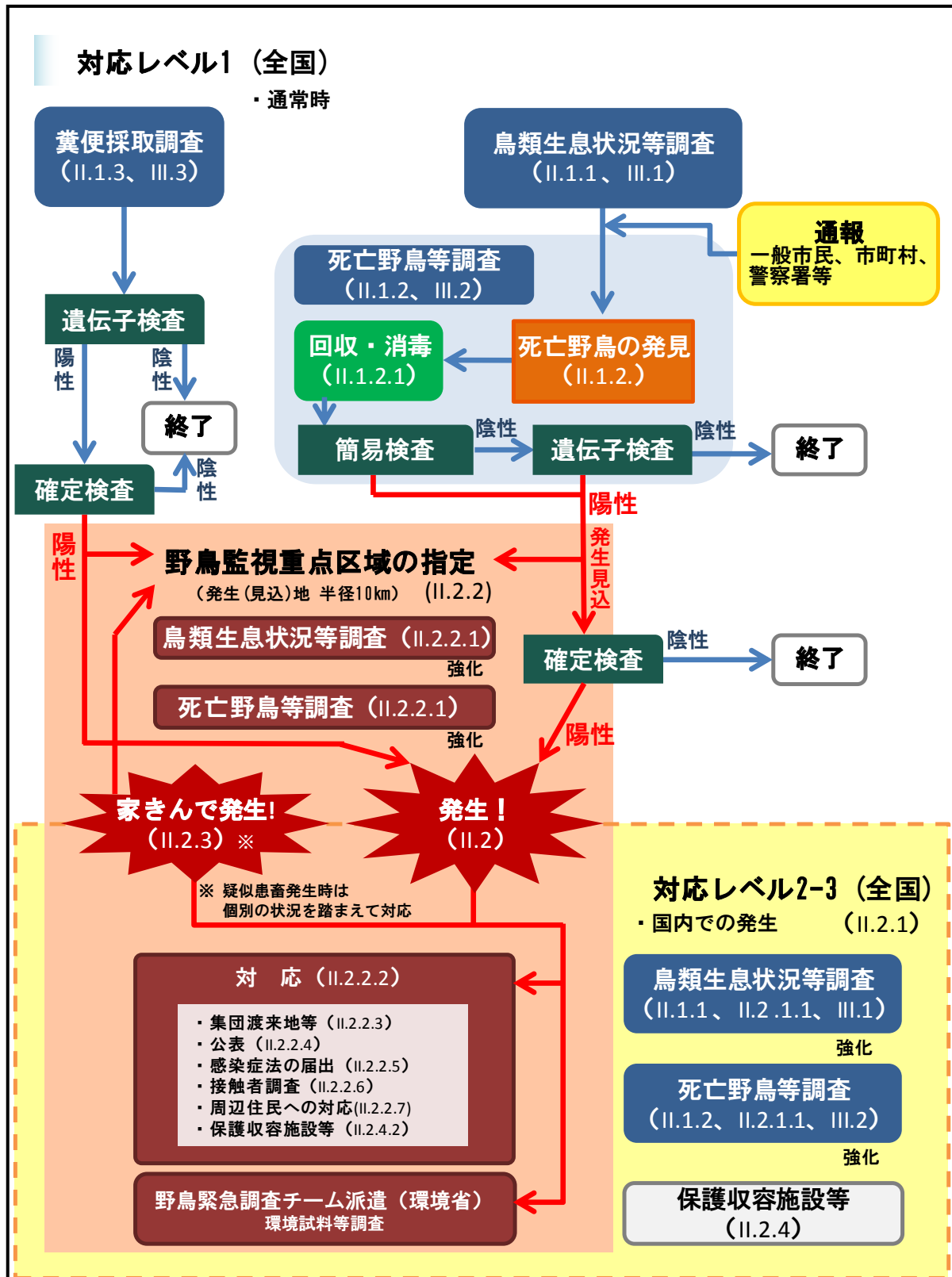
代 表：03-3581-3351

室 長：則久 雅司（内線6651）

室長補佐：徳田 裕之（内線6652）

野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る

対応技術マニュアル簡易版



■対応レベル

表1 発生状況に応じた対応レベルの概要

発生状況	対象地	発生地周辺（発生地から半径 10km 以内を基本）
	全国	
通常時	<u>対応レベル 1</u>	<u>野鳥監視重点区域</u> に指定
国内発生時（単発時）	<u>対応レベル 2</u>	
国内複数箇所発生時	<u>対応レベル 3</u>	
近隣国発生時等	<u>対応レベル 2 または 3</u>	必要に応じて <u>野鳥監視重点区域</u> を指定

*ここでの「発生」とは糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルスの分離も含む。

表2 対応レベルの実施内容

対応レベル	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査					糞便採取調査
		死亡野鳥等調査				その他種	
		リスク種 1	リスク種 2	リスク種 3	その他種		
対応レベル 1	情報収集監視	1羽以上	3羽以上	10羽以上	10羽以上	10月から4月にかけて定期的に糞便を採取	
対応レベル 2	監視強化	1羽以上	1羽以上	10羽以上	10羽以上		
対応レベル 3	監視強化	1羽以上	1羽以上	5羽以上	10羽以上		
野鳥監視重点区域	監視強化 発生地対応	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上		

*死亡野鳥等調査は、同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする）で3日間（複数羽の場合は大量死あるいは連続して死亡が確認された時点から3日間以内）の合計羽数が表の数以上の死亡個体等（衰弱個体を含む）が発見された場合を基本としてウイルス保有状況の調査を実施する。原因が他の要因であることが明瞭なものは除く。

*見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり、具体的数値を示すのは困難であるので、現場の状況に即して判断して差し支えない。

■リスク種

表3 リスク種

(9目10科)

リスク種1 (18種)		
カモ目カモ科 ヒシクイ マガン シジュウカラガン コブハクチョウ コハクチョウ オオハクチョウ オシドリ キンクロハジロ	タカ目タカ科 オジロワシ オオワシ チュウヒ ハイタカ オオタカ サシバ ノスリ クマタカ ハヤブサ目ハヤブサ科 チョウゲンボウ ハヤブサ	◆ 主に早期発見を目的とする。 ◆ 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。 ◆ 平成22～23年の発生において感染確認個体数が多かったオオハクチョウ、キンクロハジロ、オシドリ、ハヤブサを基本に、ハクチョウ類、ガン類、タカ類の主な種を含める。
<ul style="list-style-type: none"> ● 重度の神経症状*が観察された水鳥類 		
リスク種2 (17種)		
カモ目カモ科 マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ カンムリカイツブリ ハジロカイツブリ	ツル目ツル科 マナヅル タンチョウ ナベヅル ツル目クイナ科 バン オオバン チドリ目カモメ科 ユリカモメ	フクロウ目フクロウ科 コノハズク ワシミミズク ◆ フクロウさらに発見の可能性を高めることを目的とする。 ◆ 過去に感染死亡例のある種をより幅広く含める。
リスク種3		
カモ目カモ科 ヒドリガモ、カルガモ、コガモ等(リスク種1、2以外全種) カツオドリ目ウ科 カワウ ペリカン目サギ科 ゴイサギ、アオサギ、ダイサギ、コサギ等全種	チドリ目カモメ科 ウミネコ、セグロカモメ等(リスク種1、2以外全種) タカ目 トビ等(リスク種1、2以外全種) フクロウ目 コシミズク等(リスク種1、2以外全種)	ハヤブサ目 コチョウゲンボウ等(リスク種1、2以外全種) ◆ 感染の広がりを把握することを目的とする。 ◆ 水辺で生息する鳥類としてカワウやサギ類、リスク種1あるいは2に含まれないカモ類、カモメ類、タカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を対象とした。
その他の種		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 上記以外の鳥種すべて。 ◆ 猛禽類以外の陸鳥類については、ハシブトガラス以外は国内では感染例が知られておらず、海外でも感染例は多くないことからその他の種とする。 ◆ 多数の死亡が見られた場合や平成16年のハシブトガラスのように感染死体を食べた等、感染が疑われる状況があった場合に検査することとする。 		

※リスク種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省から通知する。シーズン中も状況に応じて追加、通知する。

※リスク種については、必ずしも感受性が高い種のみを選定しているわけではなく、発見しやすさや、近縁種での感染例による予防的な選定等も含む。

※リスク種1に該当しない希少種について、その希少性や生息状況等によっては、上記の表に示す羽数でなくても把握をすべき場合も想定されることから、必要に応じて、地方環境事務所に相談する(地方環境事務所は必要に応じて本省野生生物課に相談する)。

* 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態(マニュアル本編 図IV-13 p.95参照)で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。

■糞便採取調査

- ・毎年10月から翌年4月（北海道のみ渡去状況をみて5月）まで。各県概ね計4回実施。
- ・管轄の地方環境事務所には調査用紙のみを送付、遺伝子検査を行う検査機関には検体と調査用紙を月末までに到着するように送付。

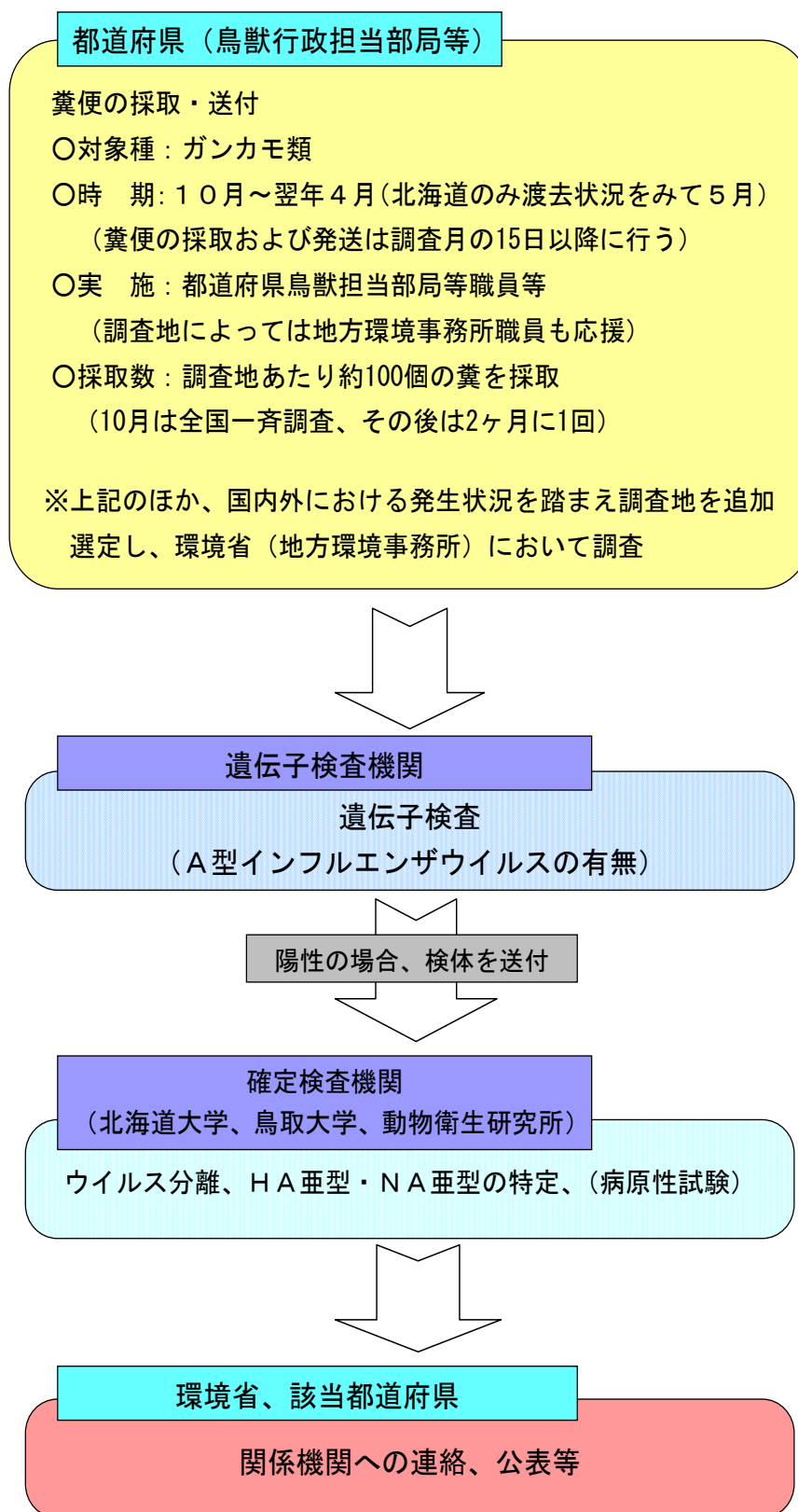


図1 糞便採取調査の流れ

➤ 採糞方法

- ・糞便は河口の干潟や池沼・湖などの水辺、湿地など湿った場所にあり、かつ新鮮なものが分析に適している。
- ・乾燥した地面や日光に照らされたコンクリート上にあるものは新鮮なものでないと使用できない。
- ・分析に適した糞便はスプーンで適当な大きさに切り、サンプル管1本に5個体分を管の7割程度までの量になるように入れる。
- ・調査員はマスクとラテックス手袋を着用する。



分析に適した状態のガンカモ類の糞便



乾燥して状態が良くないガンカモ類の糞便

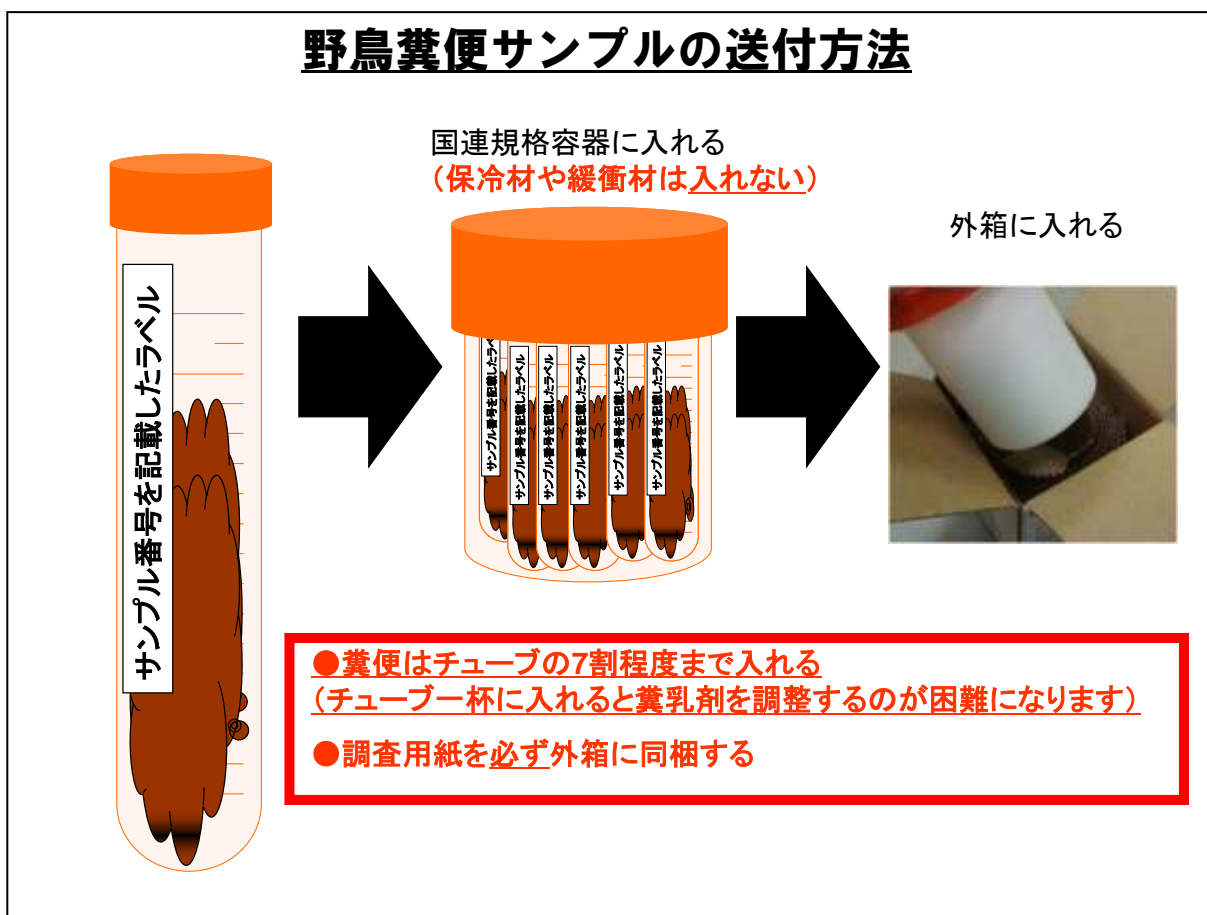


図2 糞便資料の送付方法

■死亡野鳥等調査

- ・野鳥に異常が見られ、表2（2ページ）の検査対象に該当する場合は、検査試料（スワブ）を採取して、簡易検査を実施する。
- ・異常の判断：日常の情報収集で正常な状態を把握しておくことが重要。

- ・同地域で同時期に複数の死亡個体等が発見される
 - ・同地域で数日間連続して死亡個体等が発見される、等
- ・異常な死亡や衰弱について状況を記録。原因が不明確な場合には環境省（自然環境局鳥獣保護業務室及び地方環境事務所）に通報。
- ・一般市民に死亡野鳥が確認された場合の取り扱いについて日頃から周知。
- ・原則死亡個体の回収時に回収地点（半径1m）の消石灰による消毒を実施。

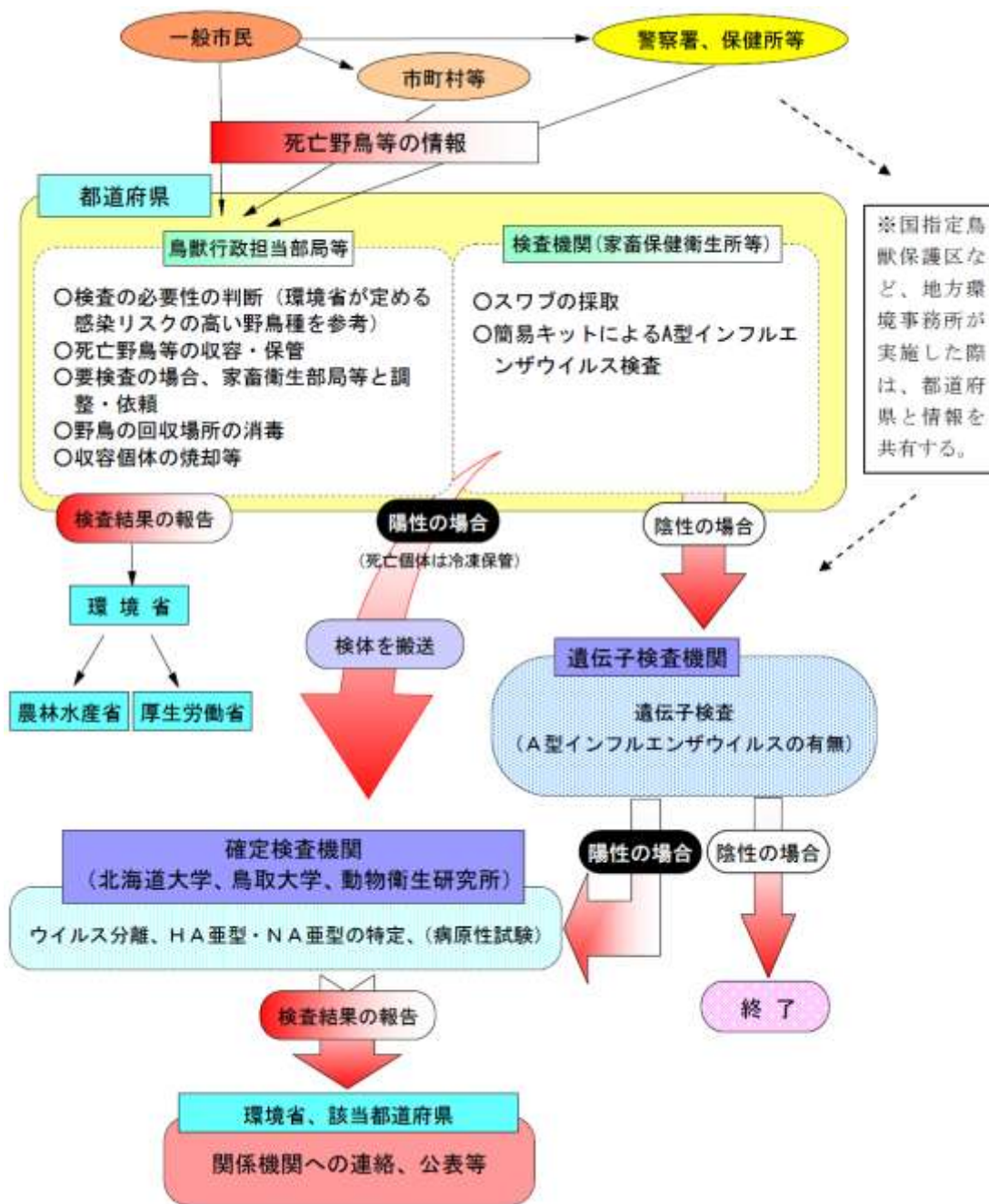


図3 死亡野鳥等調査の流れ

➤ 回収地点の消毒

- ・使用する消毒薬は対象物によって異なるが、野生鳥獣の死亡個体等の場合は通常、発見地点の土を消石灰等で消毒する。
- ・消毒する範囲は地形等により考慮する必要があるが、原則として回収地点から半径 1m を目安とする。
- ・消毒は基本的に陸域のみとし、生物が生息する水域は避ける。
- ・アスファルトの道路などの場合はサラン粉やその他、物品の消毒に用いる消毒薬を散布しても良い。
- ・高病原性鳥インフルエンザウイルスには、逆性石けん製剤（塩化ジデシルジメチルアンモニウム等）、複合製剤、アルデヒド製剤、塩素系製剤、ヨウ素系製剤、アルコール製剤など、動物用医薬品として畜産用に市販されている多くの消毒薬が有効であるが、説明書でインフルエンザウイルスに対して効果があるとされているものを使用すること。
- ・消毒薬の選択、使用については家畜伝染病予防法施行規則の別表第二の三が参考になる。（法令データ提供システム <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi> で検索、閲覧できる。）

消石灰の使い方

- ◆ 消石灰は有機物の存在下でも消毒効果があるため、汚水溝、湿潤な土地などの消毒に用いられる。ウイルスの拡散防止の他、侵入予防の目的でも用いられる。
- ◆ 家畜伝染病予防法施行規則別表二の三によると、消石灰は「生石灰に少量の水を加え、消石灰の粉末として直ちに消毒目的物に十分にさん布する。生石灰は、少量の水を注げば熱を発生して崩壊するものを用いること。」とされている。
- ◆ 使用量は $0.5\sim 1\text{kg}/\text{m}^2$ を目安（ $20\sim 40\text{m}^2$ 当たり消石灰 1 袋 20kg）に、ホウキ等で均一に広げ、地面の表面がムラなく白くなる程度とする。これは土壌表面のみの消毒である。なお、農業で土壌改良に使う量は $100\text{g}/\text{m}^2$ 以下であり、農地等での散布では注意する。
- ◆ 消石灰は強アルカリ性で、鳥インフルエンザウイルスには pH13 程度の強いアルカリ性の状態で 30 分間作用させると消毒効果があるとされている。消石灰は放置すれば空気中の二酸化炭素を吸収してアルカリ性は下がっていくが、強アルカリ性が保たれなければ効果は持続しない。このため予防的に長期使用する場合は、定期的な散布が必要である。
- ◆ 消石灰の散布時は、直接、皮膚・口・呼吸器等に付着しないよう、マスク、メガネ（ゴーグル）、ゴム手袋等を着用することが推奨されている。

➤ 採取方法

- ・検査試料は死後 24 時間以内のものが望ましい。
- ・検査試料として、死亡個体等の口腔内の拭い液（気管スワブ（口腔咽頭スワブ）：T）と総排泄腔の拭い液（クロアカスワブ：C）を滅菌綿棒で採取する。
- ・サンプル管に約 2ml の滅菌リン酸緩衝生理食塩水（PBS）を入れ、スワブを湿らせておく。



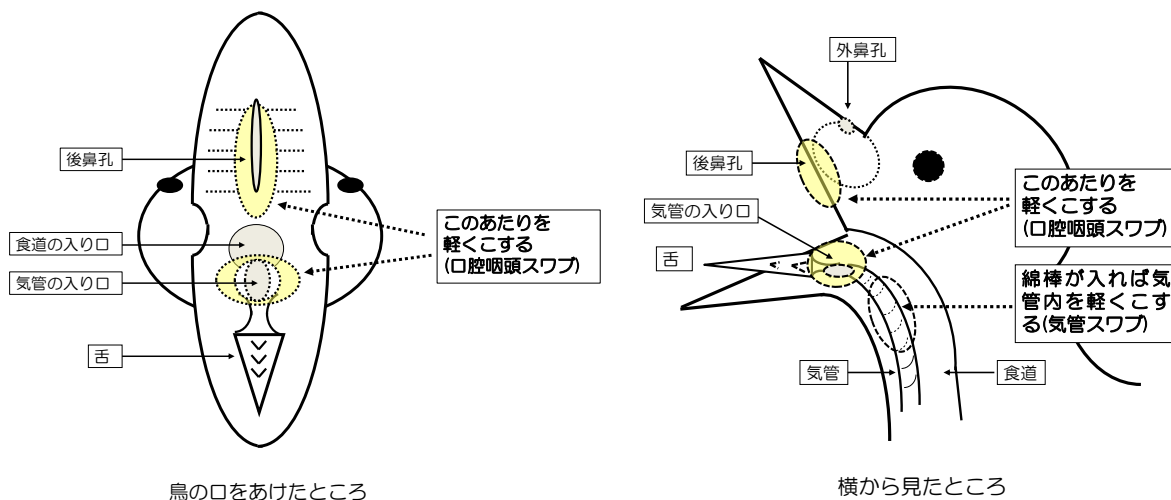
気管スワブ(口腔咽頭スワブ)の採取



クロアカスワブの採取

(野鳥の高病原性鳥インフルエンザ調査 WILD BIRD HPAI SURVEILLANCE sample collection from healthy, sick and dead birds (FAO、2006)より転載)

図 4 試料（スワブ）採取の方法



鳥の口をあけたところ

横から見たところ

図 5 気管スワブ（口腔内スワブ）を採取する部位

➤ 簡易検査



「エスプライン A インフルエンザ」



「ボクテム トリインフルエンザ」

図 6 簡易検査キットの陽性例

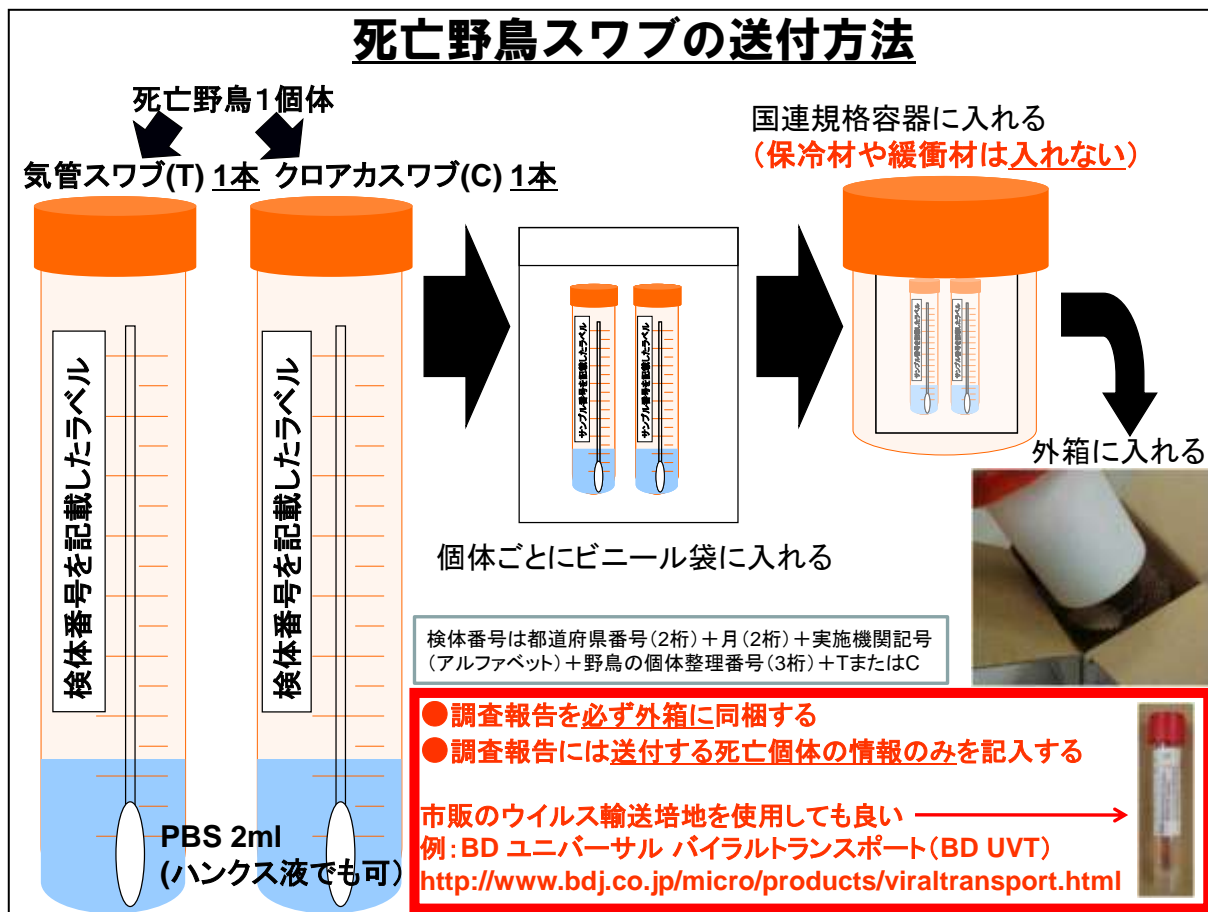


図7 死亡野鳥のスワブの送付方法

➤ 遺伝子検査及び確定検査

- ・簡易検査陽性：試料を確定検査機関に送付
- ・簡易検査陰性：試料を遺伝子検査機関に送付

➤ 試料の送付先等

- ・遺伝子検査機関：環境省の指示による。
- ・確定検査機関：環境省の指示により以下のいずれかに送付。
 - (独) 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所 企画管理部 交流チーム
 〒305-0856 茨城県つくば市観音台 3-1-5
 TEL: 029-838-7707 FAX: 029-838-7907
 - 北海道大学大学院獣医学研究科微生物学教室
 〒060-0818 北海道札幌市北区北 18 条西 9 丁目
 TEL/FAX: 011-706-5208
 E-mail: influ@vetmed.hokudai.ac.jp
 - 鳥取大学農学部附属鳥由来人獣共通感染症疫学研究センター
 〒680-8553 鳥取市湖山町南 4 丁目 101 番地
 TEL/FAX: 0857-31-5437
 E-mail: azrc@muses.tottori-u.ac.jp

死亡野鳥等調査用紙

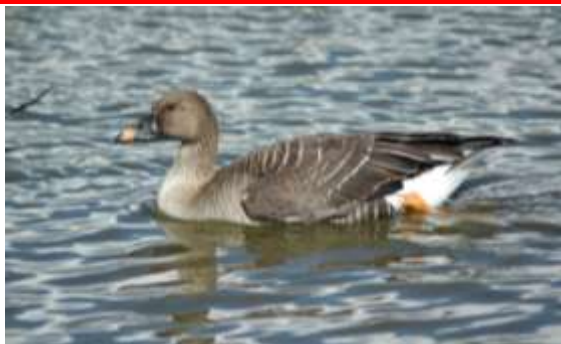
都道府県	検体番号	採取部位		発見場所	鳥の種類	発見羽数	発見日	発見時刻	発見者	收容者	收容日	検査の実施者	検査日時	簡易検査結果	検査羽数	鳥の状態	備考	
		C	T															
A県	6002A001	1	1	B村(D湖畔)	オオハク チヨウ	2	2008/1/30	11:00	鳥獣保護センター職員(巡視中)	県鳥獣保護センター職員	1月30日	家畜保健衛生所	2月1日	陰性	1	衰弱個体が死亡	1m間隔で2羽発見	
"	6002A002	1	1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	陰性	1	死体で発見	同上	
"	6002A003	0	1	C市(E川河口)	オオハク チヨウ	1	2008/2/3	9:30	〇〇集落住民からの通報	-	-	県・△△振興局(〇〇獣医師が同行)	2月3日	陰性	1	腐敗	急激な冷え込み	

記入例

- 1行に1個体の情報を記録し、スワブ採取場所(クローカ採取の場合:C欄に1、気管採取の場合:T欄に1、採取しなければ0)を記入する。
- 簡易検査結果が陰性の個体については、検体は遺伝子検査機関に、死亡野鳥等調査報告書は、死亡野鳥等調査報告書は、地方環境事務所と遺伝子検査機関両方に送付する。
- 検体番号:都道府県番号(2桁)+月(2桁)+実施機関記号(アルファベット)+野鳥の個体整理番号(3桁)
- 確定検査においては、できる限り詳しく記載し、可能であれば経度・緯度の記録、写真の撮影等を行う。
- 発見場所については、できる限り詳しく記載し、可能であれば死亡個体の写真撮影も行う。
- 鳥の状態は、死亡野鳥の損傷、腐敗等の状態を記入する。
- 備考には、複数の鳥が死亡していた場合には、相互の距離や散乱状況を、また発見時点あるいはその前に特段の気象情報があれば記載する。

■高病原性鳥インフルエンザウイルスに対し、感染リスクの高い種

リスク種 1



撮影：(一財)自然環境研究センター



撮影：(一財)自然環境研究センター

●ヒシクイ (*Anser fabalis*)

【特徴】嘴は黒く先に橙味を帯び、先端は黒。頭部から上面、胸、脇は暗褐色で、腹から体下面、上尾筒、下尾筒は白。足はオレンジ。

【分布】冬鳥として局地的に渡来。

●マガン (*Anser albifrons*)

【特徴】嘴はピンク。まれにオレンジ。嘴基部周辺が白い。足はオレンジ。全身が黒褐色。下面はやや淡い。腹に黒斑。

【分布】北海道を通過して本州で越冬。



撮影：(一財)自然環境研究センター



撮影：(一財)自然環境研究センター

●シジュウカラガン (*Branta hutchinsii*)

【特徴】頭から頸は黒く、頬から喉に白斑がある。胸、腹は灰褐色。下腹、下尾筒は白い。足は黒色。

【分布】宮城県に定期渡来。少数が越冬。

●コブハクチョウ (*Cygnus olor*)

【特徴】全身は白い。細長い頸。嘴はオレンジ。基部には黒いこぶがある。足は黒い。

【分布】元は飼われていたものが各地で野生化。



撮影：(一財)自然環境研究センター



撮影：(一財)自然環境研究センター

●コハクチョウ (*Cygnus columbianus*)

【特徴】全身は白い。オオハクチョウに比べて短めの頸。嘴は先端が黒く、基部は黄色。オオハクチョウよりも黄色の面積が狭い。足は黒い。

【分布】主に北海道・本州で越冬。

●オオハクチョウ (*Cygnus cygnus*)

【特徴】全身は白い。細長い頸。嘴は先端が黒く、基部は黄色。コハクチョウよりも黄色の面積が広い。足は黒い。

【分布】関東以北で越冬。



撮影：(一財) 自然環境研究センター



撮影：(一財) 自然環境研究センター

●オシドリ (*Aix galericulata*)

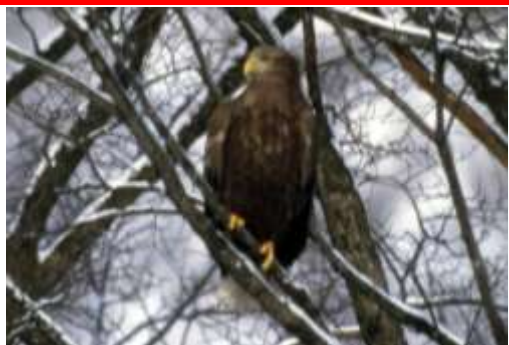
【特徴】嘴は紅色で先端は白。顔は白く、頸には栗色の筋状の羽。脇は黄褐色で、三列風切羽には特徴的な銀杏羽。

【分布】主に本州中部地方以北で繁殖し、冬は西日本で越冬するものが多い。

●キンクロハジロ (*Aythya fuligula*)

【特徴】嘴は青灰色で先端は黒い。虹彩は黄色。頭は紫色光沢があり、後頭に房状の冠羽。

【分布】主に冬鳥。全国で越冬。



撮影：小林 靖英



撮影：(一財) 自然環境研究センター

●オジロワシ (*Haliaeetus albicilla*)

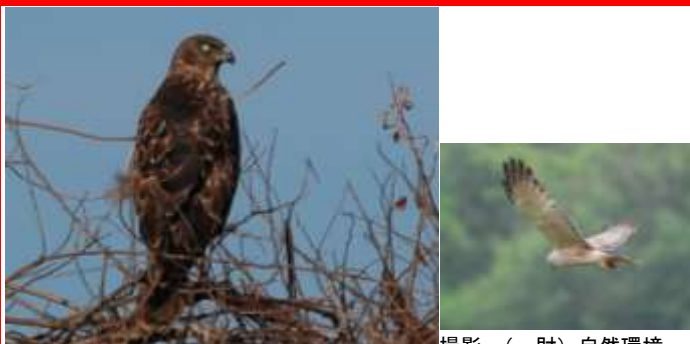
【特徴】全体的に褐色味を帯び、体の下方になるほど体色が濃い。尾は短く白色。嘴と足は淡黄色。

【分布】日本では北海道の北・東部で少数が繁殖するが、多くは冬鳥として北日本に飛来。

●オオワシ (*Haliaeetus pelagicus*)

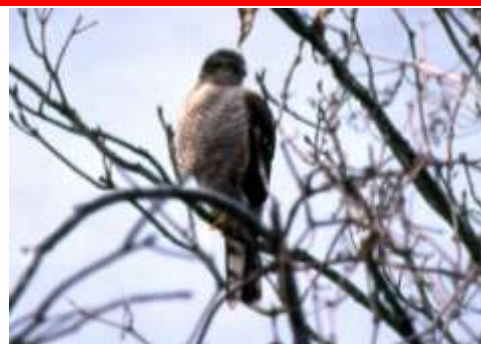
【特徴】体は全体的に黒褐色だが、額、翼前縁、腰、尾、上・下尾筒が白色。嘴は大きく橙黄色。

【分布】日本へは冬鳥として主に北日本に渡来する。



撮影：岸 久司

撮影：(一財) 自然環境研究センター



撮影：小林 靖英

●チュウヒ (*Circus spilonotus*)

【特徴】全体が褐色であるが、雌雄共に個体による羽色の変異が多い。帆翔時には翼を浅いV字型にして飛ぶ。

【分布】本州以南に冬鳥として飛来。本州中部以北で局地的に繁殖。

●ハイタカ (*Accipiter nisus*)

【特徴】オス成鳥はキジバトと同大。頭部から上面は灰青色。体下面は白く、胸から腹に橙褐色の横斑がある。

【分布】留鳥として四国以北に分布する他、全国的に冬鳥として渡来。



●オオタカ (*Accipiter gentilis*)

【特徴】嘴基部と足は黄色。虹彩はオレンジ色または黄色。上面は暗青灰色、下面は白く黒褐色の横斑がある。白色の眉斑が目立つ。

【分布】留鳥としてほぼ全国で繁殖するが、南西諸島ではまれな冬鳥。



撮影：(一財) 自然環境研究センター

●サシバ (*Butastur indicus*)

【特徴】眉斑は不明瞭、胸は茶褐色。腹から仮面は幅広い褐色の斑。全身は黒褐色。喉は白いが、黒い縦線が目立つ。

【分布】本州・四国・九州に夏鳥として飛来。



撮影：小林 靖英
撮影：(一財) 自然環境研究センター

●ノスリ (*Buteo buteo*)

【特徴】嘴は黒褐色で太い顎線がある。上面は褐色味が強く下腹に褐色斑がある。飛翔時、翼角の暗黒色斑が目立つ。

【分布】主に留鳥として本州中部以北で繁殖。四国・九州以南では冬鳥として飛来。



撮影：(一財) 自然環境研究センター

●クマタカ (*Nisaetus nipalensis*)

【特徴】後頭に冠羽がある。胸は白く、黒褐色の縦斑がある。飛翔時に翼の幅が広く見える。

【分布】九州以北で留鳥。



撮影：堤 朗

●チョウゲンボウ (*Falco tinnunculus*)

【特徴】背と翼上面は茶褐色で黒褐色の斑がある。頭と尾は青灰色。眼先から下へひげ状の黒斑がある。

【分布】全国に冬鳥として飛来するほか、主に東日本で繁殖もする。



撮影：(一財) 自然環境研究センター

●ハヤブサ (*Falco peregrinus*)

【特徴】状面は暗青灰色。下面は白く、黒褐色の横斑がある。頬に目立つひげ状の黒斑がある。

【分布】留鳥として九州以北で繁殖するほか、全国に冬鳥として飛来。



撮影：(一財) 自然環境研究センター

●マガモ (*Anas platyrhynchos*)

【特徴】嘴は黄色。足は濃いオレンジ色。頭は暗緑色。頸に細い白の輪。胸は茶色。

【分布】冬鳥として全国に渡来する。北海道などでは少数が繁殖。



撮影：(一財) 自然環境研究センター

●オナガガモ (*Anas acuta*)

【特徴】嘴は黒く。両側は青灰色。頭部から後頸にかけてチョコレート色。頸と胸は白い。尾羽は黒色で細長い。

【分布】全国的に冬鳥として飛来。



撮影：(一財) 自然環境研究センター

●トモエガモ (*Anas formosa*)

【特徴】顔の様子が特徴的で、黄白色、緑、黒の三色の巴形をしている。胸は赤紫褐色で脇は青灰色。

【分布】冬鳥として本州以南の日本海側に多く渡来する。



撮影：(一財) 自然環境研究センター

●ホシハジロ (*Aythya ferina*)

【特徴】嘴は黒く、中ほどは鉛色。足は鉛色。頭から頸は赤茶色。上・下面とも灰色で、細かい黒い波状の斑がある。胸と尻は黒。

【分布】主に冬鳥。全国に飛来。



撮影：(一財) 自然環境研究センター

●スズガモ (*Aythya marila*)

【特徴】オス成鳥の頭部は緑や紫の光沢色。胸と上・下尾筒は黒い。背は白いが細かく黒い波状斑がある。脇と腹は白色。

【分布】全国的に冬鳥として飛来。



撮影：(一財) 自然環境研究センター

●カイツブリ (*Tachybaptus ruficollis*)

【特徴】太くて黒い嘴、基部は黄白色。尾は非常に短く体は丸い。全体は黒褐色で、頭から頸にかけて赤褐色。

【分布】北海道から南西諸島まで広く繁殖。北日本では夏鳥、それ以南では留鳥。



撮影：(一財) 自然環境研究センター

●カンムリカイツブリ (*Podiceps cristatus*)

【特徴】嘴はピンク色。頭上は冠羽。頬に赤褐色と黒色の扇状に広がる飾り羽。(写真は夏羽)

【分布】青森県と琵琶湖で繁殖が記録されているが、ほとんどは冬鳥として九州以北に渡来する。

●ハジロカイツブリ (*Podiceps nigricollis*)

【特徴】黒くてやや上に反った嘴。冬羽では、頭から背中が黒褐色。顔から胸にかけて白い。

【分布】冬鳥として九州以北に飛来。



撮影：(一財) 自然環境研究センター

●マナヅル (*Grus vipio*)

【特徴】眼の周囲の皮膚が赤く露出している。頭頂から後頸にかけて白く、頸から胸、腹、下尾筒までと背は灰白色。足は淡紅色。

【分布】冬鳥として、鹿児島県出水地方に渡来。



撮影：(一財) 自然環境研究センター

●タンチョウ (*Grus japonensis*)

【特徴】頭頂には赤い皮膚が露出している。体と尾、眼の後から後頸にかけて部分が白い。眼の前から喉、頸と次列、三列風切羽が黒い。足も黒色。

【分布】北海道東部の釧路湿原などで繁殖し、留鳥として生息。



撮影：(一財) 自然環境研究センター

●ナベヅル (*Grus monacha*)

【特徴】嘴は黄色みを帯びる。額が黒く、眼の上は赤色。頭部から頸は白く、その他の部分は灰黒色。

【分布】冬鳥として、鹿児島県出水地方と山口県周南市に渡来する。



撮影：川上 貢

●バン (*Gallinula chloropus*)

【特徴】嘴と額は赤で、嘴の先端は黄色。足は黄緑色で腿は赤い。前身は黒く、上面は褐色味がある。脇腹に白斑がある。

【分布】関東以北では夏鳥。それ以南では留鳥。



撮影：(一財) 自然環境研究センター

●オオバン (*Fulica atra*)

【特徴】 嘴と額は白い。全身黒色。

【分布】 ほぼ全国で繁殖し、本州以南で越冬。



撮影：(一財) 自然環境研究センター

●ユリカモメ (*Larus ridibundus*)

【特徴】 細くて暗赤色の嘴。足は赤い。全身は淡い青灰色。夏羽の頭部は褐色味の黒。

【分布】 ほぼ全国に冬鳥として飛来。



撮影：増田 正和

●コノハズク (*Otus sunia*)

【特徴】 褐色型と赤色型がある。羽角がある。虹彩は黄色。

【分布】 九州以北に夏鳥として飛来。



●ワシミミズク (*Bubo bubo*)

【特徴】 羽角がある。全体は茶褐色。頭・胸には黒褐色の縦斑。腹には細かい横じま。

【分布】 北海道北部で繁殖。



撮影：(一財) 自然環境研究センター

●フクロウ (*Strix uralensis*)

【特徴】 頭部から背は灰褐色で、褐色の縦斑が密にある。胸から体下面は淡灰褐色で褐色の縦斑がある。顔にはハート型の縁取りがある。羽角はない。

【分布】 留鳥として九州以北に分布。

■連絡先

- ・ 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
TEL : 03-5521-8285
- ・ 北海道地方環境事務所 TEL : 011-299-1954
- ・ 釧路自然環境事務所 TEL : 0154-32-7500
- ・ 東北地方環境事務所 TEL : 022-722-2876
- ・ 関東地方環境事務所 TEL : 048-600-0817
- ・ 中部環境地方事務所 TEL : 052-955-2139
- ・ 長野自然環境事務所 TEL : 026-231-6573
- ・ 近畿地方環境事務所 TEL : 06-4792-0706
- ・ 中国四国地方環境事務所 TEL : 086-223-1561
- ・ 九州地方環境事務所 TEL : 096-214-0339
- ・ 那覇自然環境事務所 TEL : 098-858-5824

(H26. 9. 更新)